

平成28年度 第5回 小樽市コンプライアンス委員会の議事録

1 日 時 平成29年2月21日(火) 13時30分～15時40分

2 場 所 市役所本館2階 会議室

3 委員出席者(敬称略)

委員長	山口 均
副委員長	結城 洋一郎
委員	鹿角 健太

4 市の出席者 総務部コンプライアンス推進室長ほか

5 議 題

- (1) 公益通報について
- (2) その他

6 議事概要

- (1) 平成29年1月26日受付の公益通報「高島漁港における観光船の事業と係留における法令・条例違反」について、事務局から説明がなされた。

通報概要は、「高島漁港の護岸の車止めに許可を受けずにU字フックを取り付けて係留していた観光船について、違法状態を解消することもなく、物揚場護岸又は運河護岸の使用登録として、長期の係留許可を行ったことは、港湾法、小樽市港湾施設管理使用条例(以下、「管理条例」という。)及び小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(以下、「分区条例」という。)に違反する。また、分区条例において禁止構築物と規定されている観光船利用者のための利便施設について、漁業関係者も利用する飲食・物販店として建設の許可を行ったことは、分区条例に違反する。」というものである。

本件は匿名(市職員)による通報であり、証拠書類等として、管理条例、分区条例及び資料「小樽港の臨港地区内の分区の一部見直しについて(原案)の概要」を添付している。許可の事実に関する資料の添付はないが、市議会の議事録に相当程度事実関係が出ていることから、小樽市職員倫理条例第14条第2項ただし書きの規定に基づき正式に受理し、調査の必要性があることが確認された。

調査の方法は、対象部局に対し、法令違反に関する部分について意見陳述書(通報内容に対する認否、反論書)の提出を求めるとし、具体的な調査を始めることが確認された。

- (2) 特になし